

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：32639

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23531025

研究課題名(和文) グローバルかつ長期的な未来世代への責任を志向する教育学の基礎的研究

研究課題名(英文) A basic pedagogical research on the responsibility for global future generations in the long term

研究代表者

太田 明(Ota, Akira)

玉川大学・文学部・教授

研究者番号：30261001

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は主に次の3点を明らかにした。第一に、1997年にユネスコが採択した「現在の世代の未来世代に対する責任に関する宣言」とハンス・ヨナスの『責任という原理』の未来倫理を中心にして、その主張の論理を検討し、両者は異なった正当化原理を用いており、両者の間には責任の階層性と言うべきものがあることを示した。第二に、それを明確にするために「責任」概念の歴史的展開を検討し、責任概念の構造図式を提案し、この図式に基づいて、上記の階層性を考察し、それが責任規範(価値理論)の違いに由来することを示した。第三に、論法」の観点から分析しさまざまな「世代間正義論」の難点を認識した。

研究成果の概要(英文)：In this research, I studied mainly the following three points. First, based on comparison between the UNESCO "Declaration on the Responsibilities of the Present Generations Towards Future Generations" (1997) and Hans Jonas' Future Ethics in his Book "Das Prinzip Verantwortung" (1979), I investigated their concepts and pointed out the difference of justification principles of them, which suggests us what should be called a hierarchy structure of responsibility. In order to clarify it, I considered the historical development of the concept 'responsibility', and proposed a scheme of responsibility structure. By using the scheme, I showed that the hierarchy referred above is delivered from a difference of responsibility-norms, i.e. underlying value theories. Third, I analyzed a several of justifications of intergenerational justice theory and its criticism from the viewpoint of 'argument', and recognized where intergenerational justice theory has difficulties.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：教育思想 未来世代への責任

1. 研究開始当初の背景

(1) 1997年、UNESCOは「現代の世代の未来世代への責任に関する宣言」(以下、「宣言」)を採択した。ここには明らかに20世紀後半に認識された地球環境問題が念頭に置かれている。ここには「グローバルかつ長期的な未来世代への責任」という倫理的含意がある。教育学もまたなるほど「未来世代の育成への現代世代の責任」という意味ではこの含意を共有している。「宣言」は倫理学にも教育学にも重要な国際規範文書であるが、二つの学問領域ではほとんど注目されていなかった。倫理学領域では1970年代以降、環境倫理学の議論が盛んになるが「宣言」にはほとんど言及されていない。他方、「宣言」は前文で自ら言うように、地球環境問題だけに焦点を当てているのではなく、国連憲章、世界人権宣言、子どもの権利条約などの人権関連の規範文書にも言及されているが、教育学分野もほとんど言及されていなかった。

(2) 教育学者・堀尾輝久氏はこの点に着目し、「宣言」の人権論・権利論的系譜のみならず、地球時代における「共生」という思想との繋がりを重視して、「宣言」を「子どもの権利」思想の「深化」として捉える視点を先駆的に打ち出した。この視点はたしかに重要であるが、堀尾氏は「現代世代の責任」への転換の重要性をあまり重視していない。1990年代後半の環境倫理学では、世代間倫理の正当化論において、未来世代の権利論から責任論への枠組の転換があり、ハンス・ヨナスの『責任という倫理』(1979)はすでに「未来世代に対する現代世代の責任」という方向を明確に打ち出している。他方、「世代間正義論」の議論では、未来世代の権利を含む「未来世代のためになされる配慮」という考え方そのものにさまざまな困難さが指摘されていた。堀尾氏の議論ではその点が十分に考察されていない。このような点を含めて、「地球的規模で現代世代を超える」という意味での「グローバルかつ長期的な未来世代への責任」という含意は教育学では十分に検討されていないように思われた。

2. 研究の目的

研究の目的は、UNESCOの「宣言」とヨナスの著作を念頭に置きつつ、「地球的規模で現代世代を超える」という意味での「グローバルかつ長期的な未来世代への責任」という含意を教育的に検討することである。しかし、そのためには同時に検討すべきことがいくつもある。これを3つの中間目標に分割した。

「宣言」における未来世代の権利論から現代世代の責任論への転換の理由およびその思想的背景の解明が決定的に重要である。1970年代以降の環境倫理思想に含まれている未来世代論、およびこれに関わる権利・義務・責任の倫理的議論を明らかにすることを目標にする。これによって、堀尾が言う子

どもの権利論的教育論から未来責任的・共生論的教育論への深化が明確になると期待される。

「宣言」を含めて、地球環境問題に関わって未来世代への権利や責任を主張する議論の多くは通常、未来の人間の基礎的必要に対応する基礎的生存条件の維持・保存に焦点を当てている。それに対して、ハンス・ヨナスの議論は存在論的である。両者を比較すること。それによって「未来世代への責任」という思想がより深く理解できるようになると思われる。

ハンス・ヨナスの「責任という原理」に対し、討議倫理学者K.-O.アーペルはその「責任倫理」の重要性を受け入れつつも、それは討議倫理的に引き受けられるべきだと批判する。「自然的存在としての人類と存続」への責任に対して、アーペルは「コミュニケーション共同体としての人類の存続」への責任という意味での「原初的共同責任」(Primordiale Mitverantwortung)という概念を打ち出して「未来世代への責任」を主張する。この両者の違いを理論的に明確にする必要がある。それに加えて、討議や対話に関しては理論的検討のみならず、対話の実践的技法の検討や習得も必要である。そうすることによって、自然的基盤を維持し人類の生存をはかるという未来責任を対話や討議に組み込んで、社会-文化的な生活条件の改善をも目指すという具体的な活動のあり方への指針が得られると期待される。

3. 研究の方法

「研究目的」で示したように、全体としての研究は、A. UNESCO「未来世代に対する現代世代の責任宣言」の検討、B. 未来責任の思想の原理的検討、C. 討議倫理的な共責任論の理論的検討、およびそれに関係する討議・対話の理論的・実践的検討の3つの部分に分かれる。初年度はA、Bを中心とし、翌年度以降はB、Cを中心にする。全体として、方法論としては文献資料を用いた検討が主になるが、A、Bにおいては資料収集、Cにおいては実践的な技法の習得も視野に入れている。

4. 研究成果

(1) UNESCO「宣言」に関しては、予備的な研究で大まかな見通しを得ていたため、本研究ではさらに成立経緯や影響、理論的根拠などをより詳細に検討した。「宣言」は最終草稿に至るまでに4度の修正を経ている。だが、その理由や修正内容は必ずしも明確にはなっていない。「宣言」はフランスの海洋学者ジャック・イヴ＝クストー(Jacques-Yves Cousteau)が1979年に提案し、UNESCOに採択を求めた「未来世代の権利憲章」(A Bill of Rights of Future Generations)がもとになっている。UNESCOはクストーらとともに検討を開始し、その成果を「未

来世代の人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights for Future Generations)という文書にまとめた。これらの文書はその名称が示すように明らかに「未来世代の権利」を志向する権利論的な枠組で構築されている。また、「未来世代の権利憲章」は、地球を各世代で受け渡される信託財(trust)とみなすという信託法的枠組でこの権利を基礎づけるとする発想に基づいていた。論文[7]で示したように、同様の発想はエディス・ブラウン＝ワイスの「地球的権利」(planetary right)にも見られる。また、そうした権利の実践という点では、フィリピンでは「未来世代の権利」にもとづいて現在世代の子どもが原告して熱帯雨林の開発の差し止めを求める環境保護訴訟(通称、OPOSA裁判)が提訴され、それが認められるという事例もある。しかし、論文[6]で示したように、OPOSA裁判の場合にはフィリピンの特殊な理由がともなっている。一般的に、「未来世代の権利」を基礎づけたり、行使したりすることはきわめて困難なのである。

(2) 「未来世代に対する何らかの配慮を行う義務ないし責務が現在世代にある」とする主張は「未来世代の配慮論」と呼ばれ、特に世代関係に資源や環境などに関する配分的正義の実現を主とする場合には「世代間正義論」と呼ばれる。「宣言」もまたその一つの例である。世代間正義論にはさまざまな正当化のタイプがあるが、それらはさまざまな難点が指摘され、批判を浴びてきた。未来世代への配慮を主張するためには、この難点に対抗する必要がある。そこで論文[5]では、世代間正義を主張する議論の推論形式を「世代間正義論法」(Intergenerational Justice Argument: IGJA)として取り出し、それを批判する議論はこの論法のどの点の矛盾を衝くのかを明らかにしようとした。

すなわち、IGJAは、[P0]世代間には利害関係が存在する、[P1]ある行為(あるいは政策)Xは未来の人々に危害をもたらす、[P2]未来の人々の利益に危害をもたらす人間の活動は不正である、[P3]したがって、Xは不正である、[C]それゆえに、われわれ(現在世代)にはこうした不正な行為を回避する義務(責務)という推論形式である。これに対する批判をある程度類型化し、不必要性論法、不確実性論法、非相互性論法、非権利主体性論法、非同一性論法として取り出し、それらがどのレベルを批判するのかを明確にした。

不必要性論法は世代間正義論そのものを不要とする論法で[P0]を否定するが、論法としては非常に弱い。不確実性論法は未来世代の存在が不確実であるとして、[P1]が誤りであるか、検証不可能性を主張する。非相互性論法は、正義は人々の間の互惠性に基づくというきわめて一般的な「相互性としての正義」に基づいて、世代間正義は成り立たないとして、[P2]の誤りを主張する。非権利主体

性論法は、未来世代はまだ存在しないのだから権利を持つとは言えないというが、本質的には非相互性論法の一つのヴァージョンとみなしてよい。非同一性論法は、われわれが当然とする2つの信念、(a)まだ存在していない人々あるいはこれから存在するであろう人々に対して影響を及ぼす行為には道徳的に許容されない行為あるいは悪い行為があるという信念と、(b)そのような行為が悪いのは、それが未来の人々に不利な影響を与えるから、つまり「悪い」行為は誰かに「とって悪い」からだという信念が両立しないとして、[P1]も[P2]も成り立たないと主張する。ごく単純に言えば、未来世代を配慮して、現在の人々が何らかの行為をしたとすると、その行為の効果によって未来のあり方は変わるはずだから、その行為の効果及ぶときの未来世代ははじめに考慮した未来世代とは異なる(あるいは存在しない)はずだということである。

各論法はそれぞれ反論が可能であるが、非同一性論法は一見すると奇妙な論法であるが、極めて深いレベルでIJGAの前提の曖昧さを衝いており、それゆえに理論的対処が困難である。また、非権利主体性論法は未来世代の権利主体性を否定することに主眼があり、現在世代が未来世代に対して一定の配慮義務を有することまでは通常は否定していないことがはっきりした。

(3) 「宣言」における4度の草稿の修正は、このような未来世代配慮論の困難を考慮したものであると思われる。しかし理論的探求の場ではない国際機関は非同一性論法にかかわらずわない。著書[1]および論文[2]で示したように、ユネスコ理事会は「未来世代の権利」は、未来世代の「利益と必要」(interest and needs)、それに対する国家の義務あるいは「現在世代の未来世代に対する現在世代の責任」を含意していると指摘し、「世代間の公平と連帯」という観点を盛り込んで、草稿を修正してゆく。それによって全体の枠組は「未来世代の権利」から「現在世代の責任」へとシフトし、信託という表現も消えてゆく。その代わりに、未来世代の権利に言及しない世代間公正と世代間連帯という枠組による正当化がなされるようになる。

(4) それに対して、論文[2]では、ヨナスの『責任という原理』における未来倫理は、上述のような未来世代の配慮論の難点をあらかじめ回避していることを示した。

まず、未来倫理においては通時的な権利-義務関係に基づく権利論は不適切であるとして、そもそも採用されない。また、「過去志向的帰責」と「未来志向的責任」を区別し、未来倫理を「責任」の概念で捉えようとする。しかしここでの責任とは、任意性や裁量の余地を含まない、義務や命令に近い、非常に強い意味での責任である。つまり、「人間の実

在を未来にも保証すべし」という無条件的義務が「責任」の概念に集約されている。

また、責任は力の影響の範囲内に存在するもの、力によって脅かされていながら、そうであることによって一定の要求を掲げてくる事柄を対象にするのだとして、責任は力の相関物としてとらえられている。ただし、ヨナスは「責任」と言うが、それは義務であり命法であることには改めて注意しておかねばならない(下記(5)-参照)。

ヨナスは未来倫理における責任対象を、未来世代の生存条件ではなく、未来世代の存在そのものにおく。一般的に、後者は自明なのであるから、それは仮定しておいて、前者だけを考えれば十分であるとされる。これは実践的には十分であるとしても、理論的には不十分である。存在そのものがなければ、存在条件への配慮はなくともよいからである。したがって、ヨナスにあっては、「人類の現存」、「人類をあらしめよ」(Mensch sei)が第一命法になる。われわれの責任対象は未来のある時点で存在する未来世代ではなく、むしろ時間や空間に制約されない人間性の理念(die Idee des Menschen)そのものという意味での「人類」の保存である。そしてこれをヨナスは、自らの哲学的生命論に裏打ちされた存在 = 価値 = 当為の形而上学によって基礎づけようとする。

このような枠組を設定することで、ヨナスは上記の非同人性問題で示されるような難点をいちおうは回避する。他方、責任を力の相関する範囲に限定することで、責任が無制限に拡大することに歯止めをかけてもいると解釈することができる。さらに、「宣言」を含めて通常の未来世代への責任の議論は、人類の生存条件を確保することに力点を置くが、ヨナスの議論は、人間の生存条件だけではなく、「人類の理念」の永続への責任という存在論的責任を主張する。このように見ることによって、未来世代への責任の重層性をはっきりと捉えられる。未来世代の「利益と必要」という「願望」を先取りした人類の永続への責任と、人類の理念の永続という責任である。

(5) ところが、ヨナスの存在 = 価値 = 当為の理論による存在論的責任の基礎づけは受容が困難であり、「自然主義的誤謬」との批判を受けてきた。この点を明らかにするためには、未来倫理の検討とは別に責任の概念とその構造を明らかにする必要がある。

"responsibility"、"Verantwortung"などの語で表される「責任」が西欧の哲学・倫理学の用語として登場するのは19世紀後半であることは今道友信、Richard McKeonによって明らかにされている。また、今道、McKeon、Kurt Bayertzはこの時期に「責任」が登場する背景を、社会状況(技術連関、民主主義的政治制度)と関連づけている。これらを踏まえて、さらに最近の研究を参照しつつ責任概念の歴史的变化と構造を研究し、責任とは

責任実践における行為系・応答系・評価系という3つのことなる位相における様々な責任要素の対応であるとする暫定的な構造を提案した。ここで責任要素とは、行為系では行為主体・行為対象・行為原因・行為結果、評価系では責任規範・責任原因・責任負担、応答系では問責者・答責者・審級である(図1)。

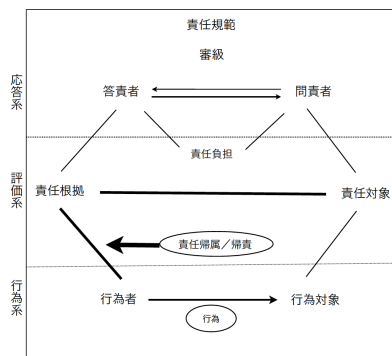


図1 責任の構造

論文[1][3][4]はこの構造を念頭において責任概念の歴史とその展開の分析を試みた。重要な点は2つある。第一は、責任は、「出来事を誰かに帰属させる」という帰責性(imputation)と、「出来事について誰かに対して答える」という応答的有責性(accountability)と含んでおり、この両者の関連あるいは分離が責任概念の焦点になる。'imputation'は、行為を行為者に帰属させることであるが、より広く有責・処罰・因果性を含んでいた。ところが、17世紀における問本性に関する科学の登場と発展の過程で、前者から後者がいわば分離する傾向を見せてくる。そこから、自由と必然、意志と結果に関する際限のない学的議論が引き起こされるのだが、これに終止符を打つのが「責任」の概念である。第二は、責任概念が展開してゆく実践的領域である。基本的には、18世紀に始まり19世紀に加速するヨーロッパ社会における人間の行為構造の転換である。今道は技術連関、マッケーオンは政治をあげるが、バイエルツはそれに加えて組織や経営における管轄・権限に注意を向ける。共通するのは、完全には見通し難い不確実な状況でなされる行為とその結果について、どのように評価し、誰にあるいはどこに向けて、どのように応答するかということである。複雑に関連した技術における事故の責任や賠償、民主的制度による政治家の選出とその政治的行為の評価、分業社会における組織一般に生じる管轄・権限と意思決定のあり方などである。こうしたさまざまな実践領域では、しきたりや慣習は解決にはならず、硬直的な規範体型や義務カタログの代わりに、機能的な要求や個人の自己統御システムが登場し、そこに責任が帰属されてゆく。近代社会とそれに特徴的な人間の行為条件の下で責任はもはや均質的・一義的に確定しうるものではなく、むしろ

る技術・組織・政治など諸々の領域で生じたさまざまな社会問題の不確定性を処理し制御する機能である。責任概念は社会問題のいわば集合体である。責任の構造における責任帰属(帰責)という要素は、依然として重要ではあるが、それを明確に指し示すことは困難になってゆく。そこには、新しい責任対象、責任概念における時間方向の逆転、事後対応から事前配慮へ、責任概念の客観化、構築としての責任という特徴が見いだせる。

「未来世代への責任」やヨナスの未来倫理における「責任」にはこうした特徴の幾つかが反映されている。それは過去ではなく未来に向けて、未来の世代やその生存条件としての環境という対象について、事後的な対処ではなく事前に配慮する責任である。こうした特徴を持ちながらも、前述のように、ヨナスにあって、人類の永続についての存在論的責任は裁量の余地のない無条件的義務という非常に強い意味で理解されねばならない。論文[2]では、責任概念の構造を参照することによって、「人類の理念の永続」は責任負担に位置づけられるが、この責任負担は従来の責任規範では正当化できず、むしろ責任規範には目的論的価値理論が置かれており、まさにそれゆえに、責任規範に置かれたこの価値理論の受容可能性がヨナスの議論の受容可能性を左右するのだと論じた。

(6) アーペルは自らの討議倫理的な「原初的共同責任」をもってヨナスの責任論を批判するが、論文[1]では、前述の責任の構造論をもとにすることで両者を対照し、その批判の論点を明らかにした。

アーペルは、他律的・信条重視・厳密な相互性の反対物、つまり反省的で結果責任重視し・未来への配慮責任を自らの責任倫理学的特徴とし、人類の生存の確保のみならず、人間の社会的文化的生活条件の改革という二重の目的を持つものとする。

アーペルの出発点は、人間はすでにあるコミュニケーション共同体に存在し、すべての他者とともに責任を共有するという点にある。人間は理想的コミュニケーション共同体の構成員として、考え得る限りすべての議論パートナーの同権性という根本規範とならんで、「討議しうるすべての問題の同定と発見という観点で共同責任」という根本規範を承認しているからである。ある討議共同体に属するこの原初的共同責任の主体としての人間は、同時にそのような責任の客体としても捉えられる。われわれが共同責任を担うのは、「生活世界の道徳的に意味のあるすべての解明ないし同定にとって」だけでなく、それを「議論による討議」によって解決するためである。したがって、「議論による討議」は、「生活世界の道徳的に意味のある問題の発見・同定・解決」という責任対象とならんで、どのようにしてこの要求を果たすかと解決の仕方(責任ある行為の実行の仕方)を示

している。

このように見ることで、アーペルがその討議倫理学において、責任の概念を採用し、他の道徳原理によって代替しないのかが分かる。生活世界におけるすべての問題は議論的討議において共同に解決されねばならないのだが、そうすることによって、討議共同体に属するすべての関与する構成員は行為への理由を、潜在的にはいつも同時に、要請し検証し判断する。それは最終的には、この根本要求、根本検証、根本判断の過程によって、共同責任が担われるからである。

アーペルが仮定する理想的討議共同体において構成員は平等であり、支配から自由である。その意味で、理想的討議共同体には、行為が正当かどうか、よく根拠づけられているかどうかについて決定を下すようないかなる最終審級も権威も存在しない。だから、アーペルの責任概念には、通常の意味での何かを確定的に判定する責任審級はない。むしろ、それは討議という過程によって特徴づけられる。そこでは、コミュニケーション共同体の各構成員が、討議に参加することによって潜在的に、責任審級の役割を果たすことになる。したがってアーペルにあって、責任審級は議論共同体の構成員である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

[1] 太田明. 「責任概念の由来と展開(4)」. 『Humanitas』, 第4号, pp.10-23, 2014. 査読無.

[2] 太田明. 「未来世代への責任とその重層性」. 『教育哲学研究』, 第108号, pp.21-40, 2013. 査読有.

[3] 太田明. 「責任概念の由来と展開(3)」. 『Humanitas』, 第4号, pp.13-23, 2013. 査読無.

[4] 太田明. 「責任概念の由来と展開(2)」. 『Humanitas』, 第3号, pp.13-29, 2012. 査読無.

[5] 太田明. 「世代間正義論はなぜ困難なのか」. 『論叢』, 第52巻, pp.103-122, 2012. 査読無.

[6] 太田明. 「現在の子どもは未来世代を代表するか Oposa 裁判の意義」. 『ハルシオン』, 第2号, pp.22-30, 2012. 査読無.

[7] 太田明. 「「現在世代の未来世代に対する責任に関する宣言」・地球信託・未来世代の権利」. 『教育文化政策研究』, 第2号, pp.11-22, 2012. 査読無.

〔学会発表〕(計13件)

[1] Akira Ota, The Rights of Future generations and the Rights of Child in the UNESCO Declaration on Responsibilities of the Present Generations Towards Future

Generations. 2nd World Meeting on Right to Education, 2013.05.21, NERA in Taipei, Taiwan.

[2] 太田明. 「非同一性問題とその教育哲学的含意」. 教育哲学会第 60 回大会, 2011.10.15、上越教育大学(新潟県)

[3] 太田明. 「『現在の世代の未来世代への責任に関する宣言』とその思想」. 日本教育学会第 70 回大会、2011.08.25、千葉大学(千葉県)

[4] 太田明. 「世代間倫理はなぜ困難なのか」. 総合人間学会第 6 回研究大会、2011.06.11、明治大学(東京都)

〔図書〕(計 1 件)

[1] Giovanni Pampanini, Kishore Singh, Teruhisa Horio, David Dalby, Zacharie Zachariev, Helene Slessarev-Jamir, Faten Adly, Akira Ota, Ryo Sasaki, Kosuke Kasai, Shin'ichi Suzuki, *Right to Education and Democracy*, 265 pages, pp.97-105. CUECM, 2013

6. 研究組織

(1)研究代表者

太田 明 (OTA AKIRA)

玉川大学・文学部・教授

研究者番号：30261001

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし